

● 滋賀県の行政委員会委員に対する月額報酬の支給差し止めを求めた訴訟経過

(地方自治法の規定)

自治体の行政委員会委員の報酬については、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項により、報酬は、「その勤務日数に応じてこれを支給する」とこととされており、「ただし書きとして、条例で特別の定（さだめ）をした場合には、この限りではない」と規定。

○ 平成 21 年 1 月 22 日 大津地裁判決

大津地裁の判決では、「条例で特別の定めとして月額報酬制を規定できるのは、勤務の実態が常勤職員と同様にされなければならない場合に限られ、滋賀県の実態は常勤職員と同じとは到底言えず、月額報酬は地方自治法の趣旨に違反している」として、労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会の三つの行政委員に支払う報酬の支給の差し止めを命じた。

滋賀県側は、「行政委員会の委員の職務は単なる会議への出席ではなく、また、条例化に特段の制限は課されていない」ため、月額報酬制は違法ではないと主張し、大阪高裁に控訴。

○ 平成 22 年 4 月 27 日 大阪高裁判決

行政委員に対する報酬は、地方自治法上、日額報酬とするのが原則であるが、月額によらないといけなない特別な事情がある場合に限り、月額報酬とすることができるとされている。

ただし、月額報酬を採用する特別の事情があったとしても、その後の状況の変化により特別の事情がなくなれば、相当期間内では是正しなければならないとされており、大阪高裁の控訴審判決では、「常勤職員と勤務量がほぼ同じか、待機が多い場合などに例外規定が適用できる。」とし、「わずかな勤務日数で月額報酬を支払うのは法に矛盾、抵触して著しく妥当性を欠く」とし、「許された裁量の範囲内を逸脱して違法」と判断。

なお、選挙管理委員長については、「他の委員に比べて勤務日数が多く、月額報酬は裁量の範囲内であり、月額報酬がただちに違法とはいえない」との判断を示した。

滋賀県側は、5月11日に「選挙管理委員長を除く各委員への支出差し止めを命じた大阪高裁の控訴審判決を不服として、現在、最高裁に上告しており、また法令解釈に誤りがあるとして、上告受理の申し立て」も行っている。

※ 裁量の範囲内とした勤務実態の認定については、次のように判断した。

- ① 平成15年度から20年度の過去6年間について、各行政委員の月当たり平均勤務日数から、平均日額を算定。
- ② 非常勤の委員に対する国の報酬額の通常限度額は、日額35,300円であることから、①の平均日額と国の日額報酬を比較し、1.36倍となる選挙管理委員長は「微妙」としながらも、「違法とは認定できない」と判断。国と比較して、2.22倍以上になるものについては、違法と判断。

※ 平成15年度から20年度の平均勤務日数として、選管委員長の勤務日数は月5日前後、選管委員長以外の委員の勤務日数は、月1.89日～2.17日とされた。

※ 国の非常勤職員（顧問、参与）の給与：勤務1日につき 35,300円以内（各庁の長が人事院の承認を得て個々に決定）

- 滋賀県に対する大津地裁での月額報酬の支給を差し止める判決を受け、この間、支給方法を「月額報酬」から「日額報酬」に移行した主な自治体

(平成 22 年 4 月施行)

○ 神奈川県

- ・ 委員長及び会長 41,400 円／日
- ・ 委員 37,600 円／日

ただし、公安委員会委員及び監査委員のうち、識見を有する者から選任された非常勤の委員については、特別な事情があると認められることから月額報酬を維持。

○ 青森県

- ・ これまでの月額報酬の 1/2 を月額報酬とし、実働日数に応じて 18,000 円（委員長、会長は 20,000 円/日）を加算する、「月額報酬」と「日額報酬」との併用制。

○ 大阪府茨木市

- ・ 昨年 12 月に条例改正が行われ、これまでの月額報酬を、会議の開催日数等の実績で割戻し、1 日あたりの報酬額を 33,000 円から 17,000 円に設定された。

○ 政令指定都市

- ・ 政令指定都市では、「浜松市」が、教育委員会、選挙管理委員会、並びに人事委員会の各行政委員会について、「月額報酬」から「日額報酬」に見直した以外には、現在、本市で把握している限り、「日額報酬」へ見直したところはいまのところない。

地方自治法（抜粋）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

